

●香川県教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、平成28年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年12月26日

香 川 県 教 育 委 員 会

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県立丸亀競技場	四電工グループ 代表 株式会社四電工 シンコースポーツ四国株式会社 長谷川体育施設株式会社 太平ビルサービス株式会社 高松市花ノ宮町2丁目3番9号	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで